

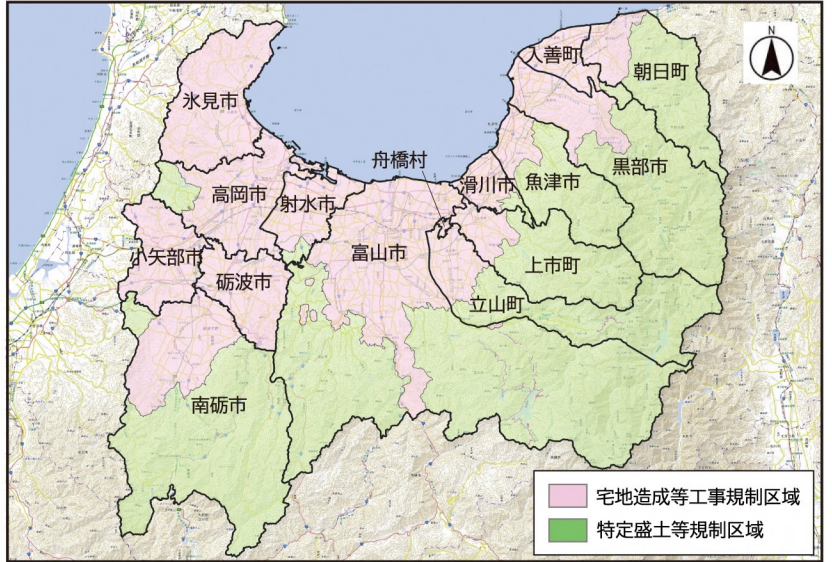
令和7年5月1日から

盛土・切土・土石の仮置き には 許可または届出 が必要です。

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。
- 盛土規制法では盛土や切土、一時的な土石の堆積（仮置き）に関する工事が規制区域の指定後に規制され、許可または届出が必要となります。
- 富山県では、令和7年5月1日に規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始します。

富山県内の規制区域

富山県では、県内全域が
「宅地造成等工事規制区域」または
「特定盛土等規制区域」に指定されます。
規制区域等の詳細は、次のホームページをご覧ください。



※測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R6JH F179。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

富山県内の市町村
（富山市以外）



<富山県ホームページ>

富山市



<富山市ホームページ>
検索番号:1016339

許可・届出が必要となる盛土等の規模

許可 宅地造成等工事規制区域 許可（届出） 特定盛土等規制区域

■土地の形質の変更（盛土・切土）

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土等
●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土

<p>①盛土で高さが 1m超 2m超 (1m超) の崖※1を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが 2m超 5m超 (2m超) の崖※1を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 (2m超) の崖※1を生ずるもの(①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが 2m超 5m超 (2m超) となるもの(①、③を除く)</p>
----------------------------------------------------	----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

■一時的な土石の堆積（仮置き）

例えば… ●ストックヤードにおける土石の仮置き 等

<p>⑤30cm※2を超える盛土又は切土をする部分の面積が 500㎡超 3,000㎡超 (500㎡超) となるもの(①～④を除く)</p>	<p>⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 (2m超) かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 (300㎡超) となるもの</p>	<p>⑦最大時に堆積する高さが30cm※3を超え、かつその部分の面積が 500㎡超 3,000㎡超 (500㎡超) となるもの</p>
----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

(※1)「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

(※2)盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差を指します。

(※3)土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差を指します。

許可・届出不要となる工事等

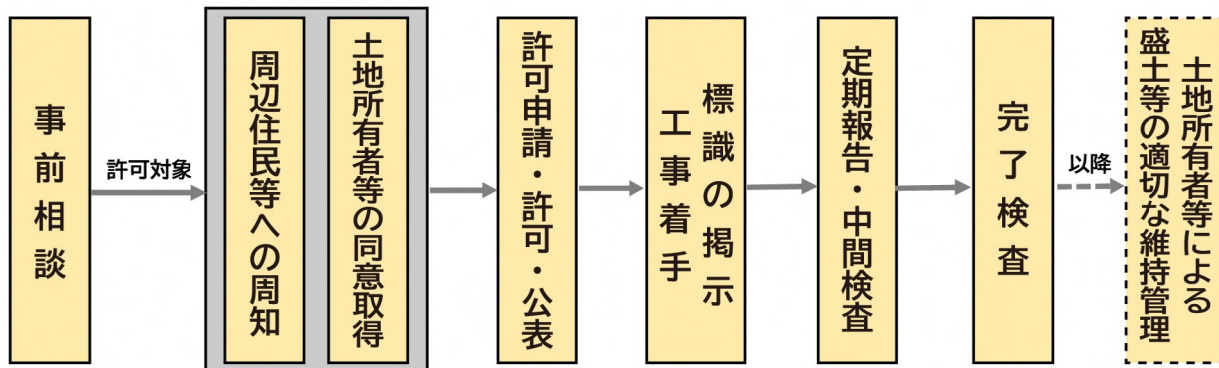
●許可・届出不要となる工事の例

- ・道路、公園、河川等の公共施設用地(ただし、法令等に規定されているものに限る。)で行われる盛土等
- ・国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ・自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に現状回復する工事
- ・四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする工事
- ・農地等で行われる通常の営農行為
- ・工事の施行に付随して行われているものであって、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に一時的に堆積するもの 等

●許可の特例

- ・都市計画法第29条第1項または第2項の許可を受けた『開発行為』は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされるため、あらためて盛土規制法の許可を得る必要はありません。ただし、盛土規制法に基づく技術的基準への適合や中間検査、定期報告、標識の掲示等は必要となります。

主な手続きの流れ(許可対象工事) ※4



(※4)主な手続きを記載したものであり、記載のない手続きも必要となる場合があります。詳細は、申請先のホームページをご覧ください。

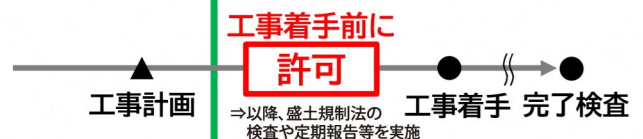
規制開始前後に必要な手続き

●盛土規制法対象工事 (都市計画法の開発行為に該当しない)

- ①規制区域指定日時点で工事中の場合：
規制区域指定日から21日以内に届出が必要
(令和7年5月22日まで)



- ②規制区域指定後に工事着手する場合：
工事着手前に許可が必要

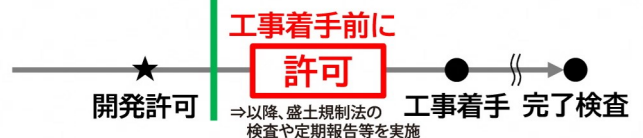


●盛土規制法対象工事 (都市計画法の開発行為に該当する)

- ③規制区域指定日時点で工事中の場合：
規制区域指定日から21日以内に届出が必要
(令和7年5月22日まで)



- ④規制区域指定後に工事着手する場合：
工事着手前に盛土規制法の許可が必要
(許可の特例(みなし許可)の対象外)



【申請窓口・お問い合わせ先】

●富山県内の市町村 (富山市以外)

富山県 土木部 建築住宅課 住みよいまちづくり係 (TEL: 076-444-3359)

●富山市

令和7年3月31日まで 富山市 建設部 建設政策課 (TEL: 076-443-2091)

令和7年4月1日から 富山市 活力都市創造部 都市計画課 (TEL: 076-443-2243)

※規制区域や許可申請・届出の様式、手数料等の詳細は、申請先のホームページをご覧ください。

発行: 令和7年2月